七尾都市計画地区計画の決定（七尾市決定）

七尾都市計画府中七尾駅線沿道地区地区計画を次のように決定する。

１．地区計画の方針

名　　　称		府中七尾駅線沿道地区　地区計画
位　　　置		七尾市府中町、桧物町の一部
面　　　積		約２．７ｈａ
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、七尾市の中心市街地に位置し、青柏祭の舞台として市民にとって愛着が深い御祓川に面しており、周辺地区において整備された拠点観光施設（食祭市場）と、ＪＲ七尾駅を結ぶ都市計画道路府中七尾駅線の街路事業により、将来的に立ち寄り観光客の増加が期待できる地区となっている。 そこで、本地区において、公共施設整備とあわせて、七尾の歴史文化を背景とした新しい文化創造や情報発信を行うような都市機能の集積を図り、新しい商業・業務地に相応しい良好な市街地環境とまちなみ形成を図る事を目標とする。
	土地利用の方針	府中七尾駅線沿道地区において、居住機能とあわせ、商業・業務機能、文化機能等の集積を図り、七尾らしい公共空間の整備とあわせ、ゆとりと賑わいの都市空間の創出を図る。
	建築物等の整備方針	七尾らしさを感じさせる明るい和風の港町をイメージした街並みの形成に向けて、建築物の用途及び高さの制限、意匠や色彩の制限、広告物の制限等を行い、周辺の環境と調和した新しい商業・業務市街地形成を図る。

２．地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項（H10風営法改正により現在は第6項）に該当する営業の用に供する建築物を建築してはならない。
		建築物等の高さの最高限度	都市計画道路府中七尾駅線に面する建築物等は、道路との境界線から６ｍ以内の部分については、建築物の最高階の軒先の高さを１３ｍ以下とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	１　都市計画道路府中七尾駅線との境界から６ｍ以内にある建築物等の屋根については、概ね４寸５分の勾配のついた屋根形状とし、その方向は道路からみて平入りを原則とする。 ２　都市計画道路府中七尾駅線に面する建築物等については道路に面する１階部分に連続した庇を設けることとし、その庇の形状は、軒先の高さは３ｍ以下、軒の出は雨樋を含めて６０ｃｍ以上とする。 ３　建築物等の外壁の色は、茶系、ベージュ系、あるいは水色系で、高明度で低彩度の色調を基調とし、屋根及び庇の葺き材の色は、黒を基調とする。 ４　広告物は次の各号に掲げるものは設置してはならない。 （１）ネオンサイン等で光りが点滅するもの。 （２）屋根面部分に設置するもの。 （３）表示面積の合計が１０㎡以上で、かつ道路に面する壁面面積の２／１０以上のもの。 ５　都市計画道路府中七尾駅線に面する敷地を駐車場として利用する場合には、まちなみに配慮した塀や生垣等の修景や出入口の柵等に配慮する。

「区域は計画図表示のとおり」

〔理由〕

当地区において、都市計画道路の整備に伴い、港町にふさわしいまちなみ形成と魅力ある商業ゾーンの形成及び歩行者空間の確保を行うため、地区計画を決定しようとするものである。